

○宇都宮大学データサイエンスセンターTKCイノベーションホール利用要項

(令和8年5月1日)

(趣旨)

第1条 この要項は、宇都宮大学データサイエンスセンター規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、宇都宮大学データサイエンスセンターTKCイノベーションホール（以下「TKCイノベーションホール」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 TKCイノベーションホールは、規程第2条に規定する目的を達成するために利用するものとする。

(利用者の範囲)

第3条 TKCイノベーションホールを利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員及び学生
 - (2) 民間等共同研究員（国立大学法人宇都宮大学における民間機関等との共同研究取扱規程第2条第2項に規定する研究員をいう。）
 - (3) 本学の教職員等が設立者となったベンチャー企業等
 - (4) 本学学生が設立者となったベンチャー企業等
 - (5) 本学と連携協定を締結している自治体及び企業等
 - (6) 宇都宮大学データサイエンスセンターコラボレーションルーム利用者
 - (7) その他センター長が特に必要と認めた者
- 2 前項第6号の利用者が打合せ等のために呼び寄せた者（以下「ゲスト」という。）に関する事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 入室に際して所定の手続きを行わなければならない。
 - (2) 必ず前項第6号の者が同伴するものとし、TKCイノベーションホール内におけるゲストの行為等の責任を負うものとする。

(利用方法)

第4条 TKCイノベーションホールを利用しようとする者は、TKCイノベーションホール利用申請書（別紙様式1）（以下「利用申請書」という。）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 ただし、第3条第1項第1号及び第6号で規定する者のうち、センター長が認めた者は利用申請書の提出を不要とする。

(利用許可)

第5条 センター長は、前条の申請があったときは、利用の可否を決定する。

2 センター長は、TKCイノベーションホールの利用を許可された者（以下「利用者」という。）に、TKCイノベーションホール利用許可書（別紙様式2）を交付する。

(占有利用)

第6条 利用者は、TKCイノベーションホールのすべて、又は一部を占有利用することができる。

- 2 営利を目的とするイベント等での占有利用は許可しない。
- 3 TKCイノベーションホールを占有利用しようとする者は、TKCイノベーションホール占有利用申請書（別紙様式3）（以下「占有利用申請書」という。）を利用希望日の3週間前までにセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 学生がTKCイノベーションホールを占有利用しようとする場合は、主指導教員の指導下にあることとし、主指導教員が利用を申請する。

(占有利用許可)

第7条 センター長は、前条の申請があったときは、占有利用の可否を決定する。

2 センター長は、TKCイノベーションホールの占有利用を許可された者（以下「占有利用者」という。）に、TKCイノベーションホール占有利用許可書（別紙様式4）を交付する。

(利用料金)

第8条 利用者は、別表第1の建物利用料金表で規定する利用料を、利用期間内に遅滞なく払うものとする。

2 占有利用者は、別表第2の建物占有利用料金表で規定する利用料を、利用日前に払うものとする。

3 ゲストからは利用料を徴収しない。

4 一旦納付された建物利用料は、いかなる理由があっても返還しない。

(利用日)

第9条 TKCイノベーションホールは、次の各号に掲げる日を除き、利用することができる。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) その他学長が定める日

(利用時間)

第10条 TKCイノベーションホールの利用時間は7時から22時までとする。

(利用期間)

第11条 TKCイノベーションホールの利用期間は別表第1の建物利用料金表のとおりとし、利用者からの申し出がない限り自動更新とする。

2 更新を希望しない場合は、利用期間満了日の2週間前までにTKCイノベーションホール利用停止申請書（別紙様式5）により、センター長に申し出るものとする。

3 利用者が、第3条第1項各号で規定する身分を喪失した場合、センター長はその利用者の利用許可を停止するものとする。

(利用期間及び目的の変更)

第12条 利用者が、利用期間の変更又は利用目的の変更を希望する場合は、第4条及び第5条で定める手続きを準用し、改めてセンター長の許可を受けなければならない。

(利用者の責務)

第13条 利用者は、TKCイノベーションホールの利用に関して安全確保に努めなければならない。

2 利用者は、その責に帰すべき事由により、TKCイノベーションホール等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

3 利用者の禁止行為は、次の各号の一のとおりとする。

(1) 騒音の発生

(2) 飲酒・喫煙

(3) 学習活動等とは関係のない勧誘活動（掲示によるものを含む。）

(4) 物品の販売

(5) 火気の使用

(6) 掲示物等を貼付又は設置

(7) 特定の政治団体や宗教のための活動

- (8) 第三者への貸し出し
- (9) 法令又は本学諸規定に違反する行為
- (10) 利用申請書に記載した内容と著しく相違する内容の活動
- (11) その他、センターの運営又は学習活動等の妨げとなる行為
(利用の取消等)

第14条 センター長は、利用者がこの要項に違反又はセンターの運営に支障をきたしたと認めたとき、利用許可の取り消しができる。なお、センター長がそれらのおそれがあると認めたときは、センター長は、利用を停止させたい場合、利用者に対し利用状況の確認を実施することができる。

(原状回復)

第15条 利用者は、TKCイノベーションホールを退室する際は、当施設から借受けた物品等を返却又は所定の位置に戻した上、退室するものとする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、TKCイノベーションホールの利用に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年5月1日から実施する。

別表第1(第8条関係)
建物利用料金表

利用者区分	利用期間		
	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
学生・宇都宮大学教職員	—	—	無料
学外利用者	30,000円	55,000円	100,000円

別表第2(第8条)
建物占有利用料金表

行事区分	利用料
宇都宮大学の行事	無料
宇都宮大学教職員又は学生が主催する学会及びイベント等	1時間あたり50,000円
学外利用者が主催する学会及びイベント等	1時間あたり50,000円

様式1(第4条関係)
TKCイノベーションホール利用申請書
[別紙参照]

様式2(第5条関係)
TKCイノベーションホール利用許可書
[別紙参照]

様式3(第6条関係)
TKCイノベーションホール占有利用申請書
[別紙参照]

様式4(第7条関係)
TKCイノベーションホール占有利用許可書
[別紙参照]

様式5(第11条関係)

TKCイノベーションホール利用停止申請書

[別紙参照]